第十条　希少な資源の分配及び利用

1　各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、第七・五条の規定と矛盾する措置ではない。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定（特に第七・三条の規定）に適合する態様で各締約国により行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

第十一条　透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関する措置が公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　技術的インタフェースの仕様

(c)　当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採択について責任を負う機関

(d)　公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件

(e)　届出、登録又は免許の要件

第十二条　電気通信に関する紛争解決

1　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、当該一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、当該一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2　各締約国は、自国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって自国の関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する。いずれの締約国も、適当な場合が当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを根拠として当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを許してはならない。

3　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、独立した司法当局による当該決定についての司法上の審査を受けることができることを確保する。いずれの締約国も、当該司法当局が当該決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを許してはならない。

第十三条　国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

附属書六（第七章関係）　特定の約束に係る表及び最恵国待遇の免除に係る表

第一編（第七・七条関係）　特定の約束に係る表

A　日本国の特定の約束に係る表

注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ／Ｗ／一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「ＣＰＣ」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、同指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　締約国の特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七・二条(m)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第七・七条2の規定に基づき特定の分野又は小分野に「ＳＳ」を記載することは、「約束しない。＊」と記載したサービスの提供の態様に関し、日本国がいかなる措置を採用し、又は維持することも妨げるものではない。

5　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないので、締約国の特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

6　個別のＣＰＣの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスの全ての小分野には及ばないことを表す。

7　「ＳＳ*」とは、第七・七条2の規定が、第七・三条及び第七・五条の規定に基づいて特定の約束を行った分野又は小分野に関し、サービスの提供の態様の(1)から(3)までについてのみ適用されることをいい、「ＳＳ**」とは、第七・七条2の規定が、第七・三条の規定に基づいて特定の約束を行った分野又は小分野に関し、サービスの提供の態様の(4)についてのみ適用されることをいう。

分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
SS	SS		
1　実務サービス A　自由職業サービス (a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一）	(1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1)　制限しない。	
			業務上の拠点が必要である。